

決裁・決定	係	計画係長	工務課長	水栓番号	受付	年	月	日
				承認印		番号	係員	

給水装置工事申込書

<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>田辺市長 へ</p> <p>給水装置等の工事をしたいので、田辺市水道事業給水条例第11条の規定により申し込みいたします。</p> <p>本書のとおり、給水装置の工事施行に関する一切の事項を、下記指定給水装置工事事業者に委任いたします。</p> <p>なお、量水器は自己の責任において保管します。</p>	<p style="text-align: center;">工事種別</p> <p>新設・変更 増改設・臨時給水 撤去・その他 ()</p>
申 込 者	<p>住 所</p> <p>ふりがな</p> <p>氏 名 印 Tel -</p>
使 用 者	<p>住 所</p> <p>ふりがな</p> <p>氏 名 印 Tel -</p>
土地又は家屋の所有者	<p>住 所</p> <p>氏 名 印 Tel -</p>
指定給水装置工事事業者	<p>住 所</p> <p>氏 名 印 Tel -</p>
給水装置工事主任技術者	<p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">交付番号 第 号</p>
土地承諾	<p>給水装置通過のため、私の所有する土地の使用を承諾します。</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印 Tel -</p>
私有管分岐承諾	<p>私の所有する引込管線から分岐給水することを承諾します。</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印 Tel -</p>
代理人選定届	<p>田辺市水道事業給水条例第7条の規定による代理人を選定しましたのでお届けします。</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印 Tel -</p>

よく読んで上で、申込書に記入して下さい。

- (1) 同意事項は、必ず自筆署名・捺印の上提出して下さい。
- (2) 同意事項で、後日利害関係者から意義が生じても、当水道部はその責任を負いません。
- (3) 分担金その他予納金については、工事竣工後精算します。追徴又は還付金が生じる場合がありますので、あらかじめお含み下さい。

承認番号	第	号	承認年月日	平成	年	月	日
------	---	---	-------	----	---	---	---

給水装置設置場所	田辺市
----------	-----

同意書

給水装置工事の申し込みにあたり、下記について同意します。

住所
 土地又は家屋の所有者
 氏名
 記
 印

- (1) 給水装置は、所有者の責任において維持管理するものであるが、給水開始後は配水管への取付口から第一止水栓までの装置の漏水修理については、水道部において行う。
- (2) 給水開始後、将来にわたり、所有者の都合で構築物等が建設されたことにより、検針や給水装置の修理工事等を容易に行うことができない場合、水道部において量水器の移設又は構築物の改造を請求することがある。この場合、速やかに自己の費用において水道部の指示通りに施工すること。
- (3) 給水装置工事の完了後、水道部において竣工検査を行い、検査合格をもって給水開始とする。後、突発事故等による赤水等の被害に対し水道部はその責を負わない。
- (4) 給水装置の所有者又は使用者は、給水開始後において使用水量が量水器の適正流量を超える場合には、量水器及びこれに付随する給水装置を増径すること。この場合、工事費及び条例第35条に規定する分担金の差額は、所有者又は使用者の負担とする。
- (5) 配水管への取付口から第一止水栓までの給水装置が、所有者の都合で不必要となった場合は、配水管への取付口で撤去することとし、工事等の費用は所有者の負担とする。
- (6) この給水装置を第三者に使用させ、第三者が水道料金を支払わない場合は、所有者が水道料金を支払うものとする。

量水器口径(mm)	13	20	25	30	40	50	75	100
-----------	----	----	----	----	----	----	----	-----

分担金内訳

	新設	増減径	宅造分担金	還付	その他
口径		→			
金額					
領収印					
年月日					